

監査品質に関する報告書

Transparency Report

2015

PwC あらた監査法人

*Doing the right thing for
our clients, people and
communities around the
world.*

PwCあらた監査法人の監査品質に対する取り組み

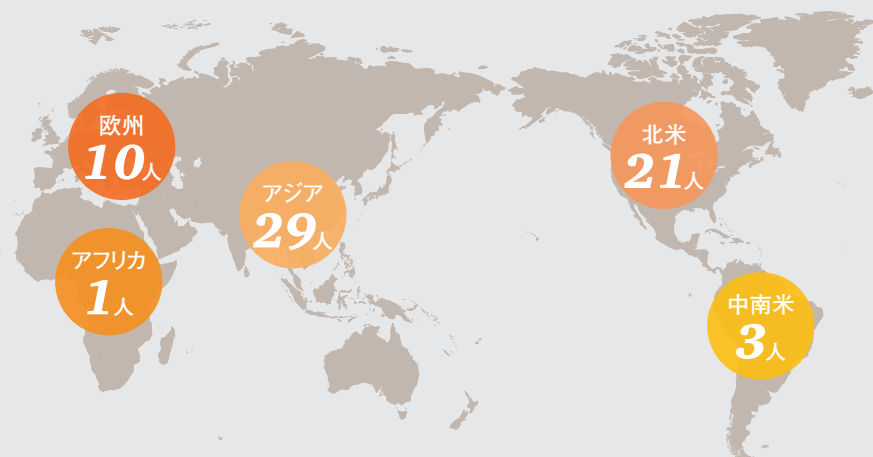
人材への投資

当法人が実施する主な研修カリキュラム



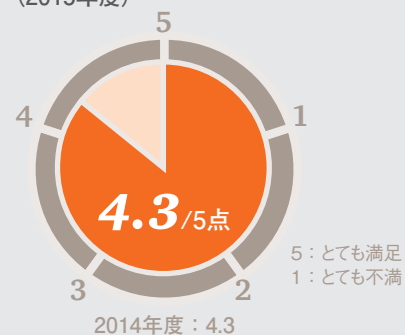
海外のPwC法人への地域別赴任者数（2015年6月30現在）

海外のPwCネットワークファームとの人材交流を通じた
グローバル化への対応力強化



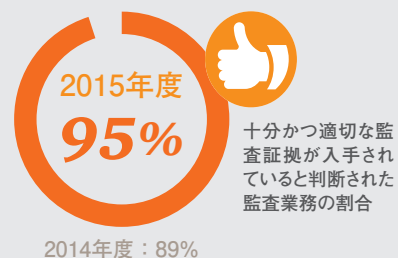
法人内研修へのフィードバック
アンケート結果

当法人における研修への満足度
(2015年度)

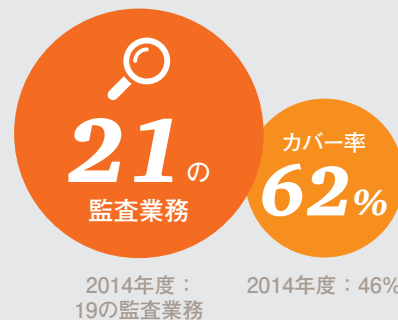


内部モニタリング

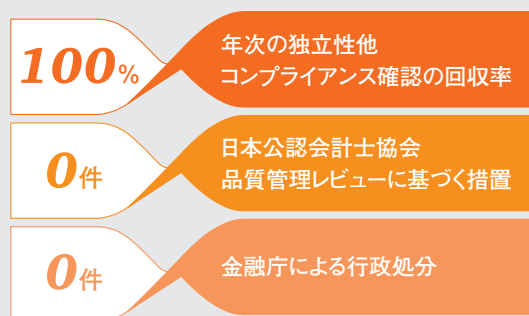
当法人内部の定期的な
品質管理レビュー（GAQR）の結果



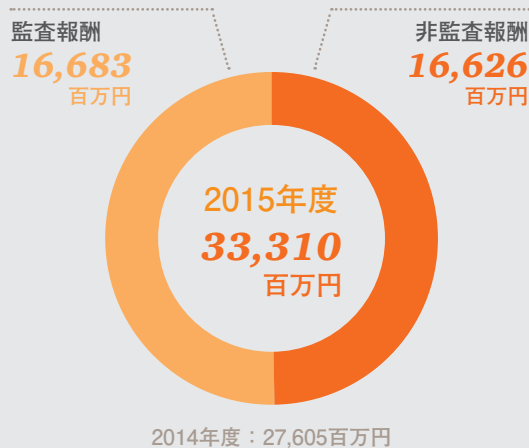
定期的な品質管理レビュー対象業務
および対象となったパートナーのカバー率



コンプライアンス



業務収入



目次

キーメッセージ	3
代表執行役からのメッセージ	3
品質管理担当執行役からのメッセージ	5
監視委員会議長からのメッセージ	6
1. PwCあらたを取り巻く環境とその役割	7
2. 当法人のミッション	9
3. ガバナンスと組織	11
4. 品質管理	15
職業倫理及び独立性	16
契約の新規の締結及び更新	17
監査業務の実施	17
チーフ・オーディター制度	21
IT技術を駆使した監査	22
被監査会社からのフィードバックによる改善	23
品質管理のための監視に関する事項	24
外部機関による検査等	26
人材育成への取り組み	27
5. PwCネットワークについて	31
6. 財政状況及び経営成績	33
7. 上場会社等被監査会社リスト	34

当報告書において、2015年度とは2014年7月1日から2015年6月30日までの事業年度を指します。他の年度も同様です。

代表執行役からのメッセージ



PwCあらた監査法人のミッション

経済社会活動を公正に行う上で、わが国の金融資本市場の信頼性に資することは、監査人にとっての社会的使命です。PwCグローバルネットワークは「Build trust in society and solve important problems（社会における信頼を構築し、重要な問題を解決する）」を存在意義として掲げ、当法人はグローバルの変化に主体的に参加し、多様なステークホルダーから信頼される存在となる努力を続けることで、ナンバーワン・プロフェッショナル・サービス・ファームに

なることをビジョンとしています。そのため、当法人は卓越したサービスを提供するプロフェッショナル集団として、法人のビジョンを全員が共有し、明確なリーダーシップと創造的なチームワークによって厳正かつ公正な高品質の監査を実施し、経済の健全な発展に寄与することをミッションとしています。

公正な金融資本市場の発展には、適正な情報開示・説明責任が求められており、これは財務諸表という情報を作成・開示する企業側だけでなく、それを監査していく監査人側にも求められています。

監査・保証の歴史

わが国では、1951年に証券取引法（現在の金融商品取引法）に基づく公認会計士による上場企業の監査が開始、1974年に商法（現在の会社法）に基づく公認会計士による監査が開始され、他の先進諸外国と比較すると短い歴史となっています。PwC（プライスウォーターハウスクーパース）は、約160年の歴史を持つプライス・ウオーターハウス（Price Waterhouse）とクーパース&ライブランド（Coopers & Lybrand）の2つのファームが合併してできました。当法人

は、PwCのメンバーファームとして、2006年6月に設立され、当年度で10周年を迎えます。当法人を取り巻く環境は目まぐるしく変わっていますが、その中核となるビジネスは、財務諸表等に対する監査であることに変わりはありません。

監査・保証の品質

高い業務品質を担保した監査・保証業務は、当法人の使命であり、礎となります。職業的懐疑心を発揮して、法令・規則、監査基準等を遵守し、監査を実施することはもちろん、被監査会社のビジネスに関する深い理解が重要です。そのためには、当法人のひとりひとりが、被監査会社が実際にグローバルにビジネスを展開しているのか否かにかかわらず世界の流れを意識し、グローバルな視点からの幅広い知見や洞察を有したクライアントニーズに適時適切に対応する能力を有する「信頼されるビジネス・アドバイザー」となり、被監査会社やステークホルダーの期待を超える「企業価値創造への貢献」を実現することに努めています。

現在の監査・保証業務

昨今の企業は、投資家をはじめとするステークホルダーに対して様々な正確で有用な情報提供を行うことが求められています。

日本版スチュワードシップ・コードにより、機関投資家は企業経営者と中長期企業価値創造に資する建設的な対話を行うことが求められています。そのためには企業が法定開示か否か、また財務か非財務かにかかわらず積極的に情報開示を行うことが

必要となっています。このことはコーポレートガバナンス・コードでも求められています。

監査人に対して、従来の法定開示の財務情報を対象とした会計監査の領域を超えた、より広い領域の監査・保証が社会から期待されています。また、様々なリスクや経営課題が見える化し、経営者に代わって保証するというのが、被監査会社から求められています。様々なステークホルダーの期待に応えるべく、より広範な監査・保証業務への積極的な取り組みが期待されているのです。

将来の展望と投資

公正な経済社会では、ステークホルダーは、あらゆる情報を入手し、経済活動における意思決定の基礎とします。監査・保証においても、あらゆるリスクについての定量的、定性的情報を入手し、その信頼性を評価して活用します。監査人が「信頼」を付与する対象の情報が増え、そうした情報が適切にステークホルダーに提供されることで、監査人は、あらゆるステークホルダーにとって「信頼されるビジネス・アドバイザー」となり得ると考えています。

このように日々技術革新が進む監査・保証において、現在当法人では、データアシュアランスなど、テクノロジーを最大限活用したトランスフォーメーションを進めています。また、そのツールを使いこなす人材の育成、創造的なアプローチによって差別化された、より高品質で、効果的かつ効率的な業務実施を追求していきます。プロフェッショナルにとって、魅力ある業務となるように、監査・保証の手法を追求し、PwCグロー

バルとも連携しながら、将来に向けた投資を行っています。

私たちのTransparency Reportにようこそ

昨今、社会的に大きな影響を与える会計に関する不祥事が伝えられており、金融資本市場の信頼を守る「番人」たる監査の在り方が大きく問われています。監査への信頼が損なわれれば、金融資本市場に参加しているステークホルダーが、公正な経済社会活動を行うことができなくなります。欧州では、すでに「Transparency Report (透明性報告)」によって、監査法人が監査の品質に対する取り組みについて説明する制度があり、これに相当するものとしてわが国では、「業務及び財産の状況に関する説明書類」を公衆の縦覧に供しています。

当法人は、これに加えて、ステークホルダーの皆さまに、当法人のミッションを遂行するために構築しているガバナンスおよび品質管理の体制に関する説明責任を果たすため、この「監査品質に関する報告書～Transparency Report 2015～」を作成しました。当法人は、高品質な監査の実現を通じて、金融資本市場に参加しているステークホルダーからの信頼を得ることで、公正な経済社会活動にこれまで以上に貢献することができると信じています。

2015年12月吉日
代表執行役 木村浩一郎

木村 浩一郎

品質管理担当執行役からのメッセージ

監査品質に対する社会の関心の高まりに応えるため、監査法人は変革のスピードを速め、監査品質を継続的に向上させていく必要があります。私たちは、組織文化を醸成する上で、「ステークホルダーに対して正しいことをする (Do the right thing)」ということを重視しています。正しい監査とは、大きな問題を確実に指摘することですが、問題が小さいうちに解決に導いていくことが、監査の価値をさらに高めると考えます。また、わが国企業の海外進出に加え、会計・監査基準が国際的調和を加速する中、監査法人の国際的な情報発信力と情報吸収力が求められるだけでなく、世界中の監査チームが一貫した監査業務を実施する必要があります。

私たち「PwCあらた監査法人」は、PwC国際標準による高い監査業務の品質を常に確保することをお約束いたします。

- 私たちの監査では、適切な専門的知識・経験や、PwCグローバルネットワークの外国人と日常的に協働することを通じて得られた国際感覚を有するパートナーおよび職員が、法令や規則に準拠することはもちろん、監査対象企業のビジネスに関する深い理解と洞察を持ち、職業的専門家としての懐疑心を十分に発揮して監査上のリスクを見極め、PwCグローバルネットワーク共通の監査手法を適切に適用します。
- 国際的な監査体制を構築する場合、私たちは、PwCのグローバルネットワークと深い関係性を保ちながら協働し、幅広い知見や洞察をしっかりと共有し、世界中の監査チームが一丸となって一貫した監査品質を確保します。



品質管理担当執行役 井野貴章

- 私たちの監査では、大きな問題となる前に、財務報告における課題を事前に特定し、解決に導くよう、経営陣と協議し、また、監査役等との連携を深めることに特に重視しています。
- 私たちの「職業的専門家としての懐疑心」とは、単に他人を疑う猜疑心とは異なり、自らが企業活動と財務報告の関係性を理解できているかどうか、自らに向かって問い続ける姿勢を意味します。財務報告数値が何を意味するのか、経営陣および監査役等とお会いし、適確な情報を集め、さまざまな角度から何度も確かめることにより、監査意見を形成します。
- 私たちは、わが国の基準も踏まえた上でPwCネットワーク共通の品質管理のシス

テムを整備・運用しています。その整備・運用状況について、毎年、PwCネットワークによるレビューも実施しています。企業のグローバルな事業展開の深化と規制当局の世界的な連携状況を踏まえ、当法人はPwCグローバルネットワークの深度ある関与を求め、最新の論点について常に対応を進めています。

財務諸表監査に対するステークホルダーの期待に応えるためには、職業的懐疑心を維持向上し、新しい監査技術も積極的に活用しながら、ステークホルダーとの情報交換を進化させ、その進展を確かめていくことが不可欠であると考えています。

監視委員会議長からのメッセージ

皆さんは、ガバナンスという言葉から、どのようなイメージを思い浮かべるでしょうか。辞書をひもとくと、「統治、またはそのための体制や方法」といった説明が載っていますが、企業におけるガバナンスの本質は、「経営に対する規律づけ」であろうと思います。

PwCあらた監査法人では、経営上の意思決定機関として経営委員会があります。

一方、「経営に対する規律づけ」のためのガバナンス機関としては、監視委員会があります。株式会社における監査役会と似たような役割を果たす機関であると説明すれば、イメージしやすいでしょうか。

そして、監視委員会によるガバナンスが利きやすくするための工夫として、現在、以下のような仕組みを導入しています。

【監視委員の選任方法、構成】

- (1) 監視委員の選任に当たっては、投票権を持っている全パートナーに対してヒアリングを実施して、監視委員の候補者を選定する。
- (2) 監視委員の半数の4名は監査を担当しているパートナーで、残りの4名はアドバイザー業務を担当しているパートナーから構成される（バックグラウンドの多様性）。

【監視委員の資格要件】

- (3) 監視委員になるためには、原則として、パートナー経験年数7年以上（執行部に対して物申すためには、パートナーとしての一定年数以上の経験が必要）。
- (4) 代表執行役に直接、レポーティングラインを有するパートナー（代表執行役から直接評価をされる者）は、監視委員の資格要件を欠く。

【監視委員会の権限】

- (5) 代表執行役の解任議案を、社員総会に提案する権限を持っている。
- (6) 代表執行役の年次評価と、その結果としての報酬を決定する権限を持っている。
- (7) 代表執行役の選任に当たっては、監視委員会内に設置される指名委員会が、投票権を持っている全パートナーに対してヒアリングを実施して、代表執行役の候補者を決定する権限を持っている。

重要な経営上の案件は、まずは経営委員会で審議されたのちに、監視委員会に付議されます。監視委員会では、経営委員会で承認された事案について活発な議論がなさ

れ、経営委員会に再考や軌道修正を求めるというケースも珍しくありません。

もちろん、監視委員会でそのような議論をする際に、最も重視される判断基準は「職業倫理」であり「監査品質」です。これらの価値観は、われわれのレゾナント（存在価値）そのものです。

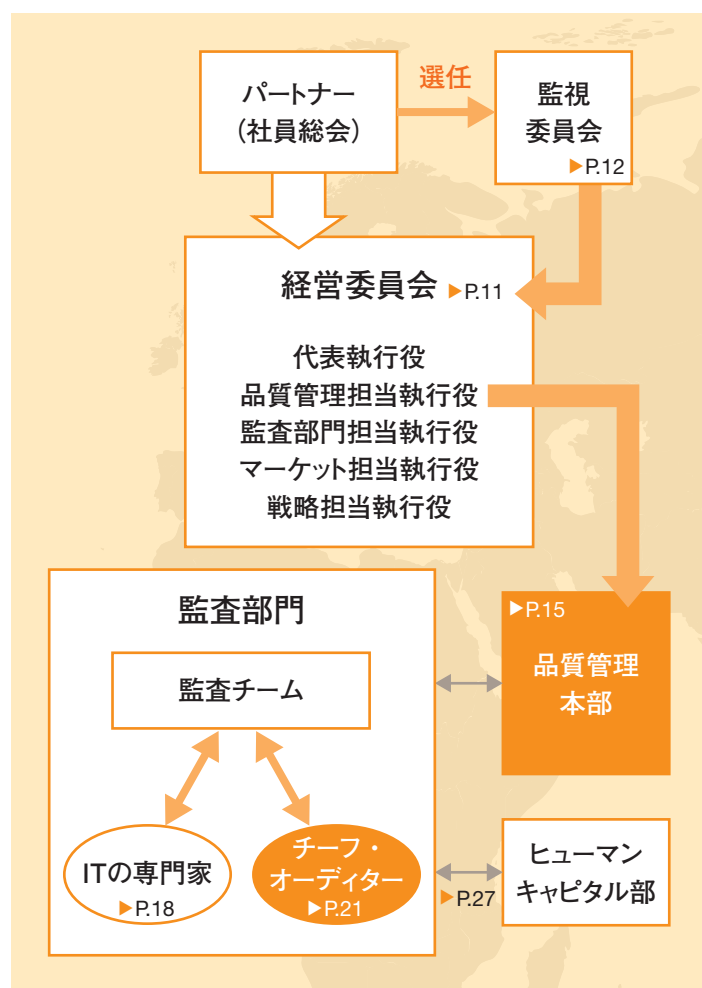
社会の信頼を勝ち得るための道のりは、長く険しいものですが、それを失うのは一瞬です。村上春樹の比喻を借りるならば、信頼を失うことは、「ゆで玉子をむくより簡単」なことかもしれません。

PwCあらた監査法人が、社会の公器たる使命を誠実に果たすこと。そのような役割を全うできる経営であり続けること——。それを担保するためのガバナンスを、今後も果たしていきたいと考えています。



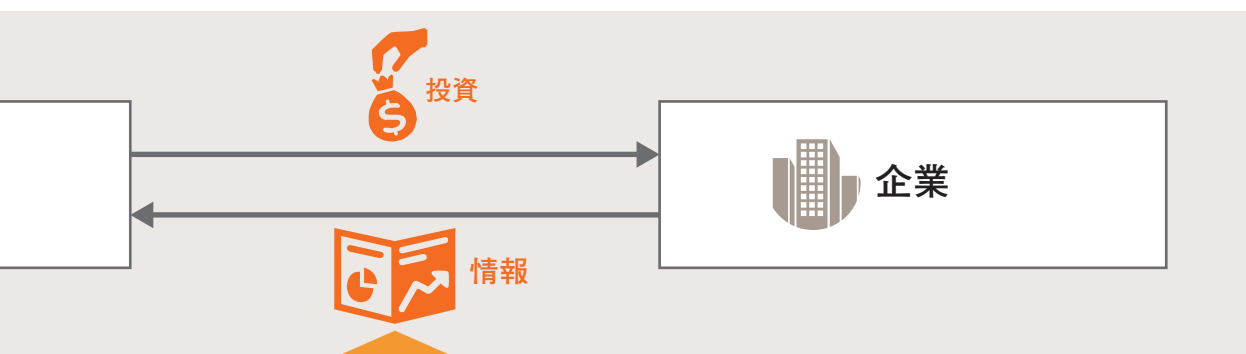
監視委員会議長 大野功

1. PwCあらたを取り巻く環境とその役割



本報告書は、被監査会社のみならず、被監査会社に出資する投資家や被監査会社の取引先などの幅広いステークホルダーを対象とし、監査品質の確保を通じて当法人が果たすべき役割や、監査品質を確保するための取り組みについて説明しています。

また、ここでは、各ステークホルダーと当法人との関連を図示するとともに、具体的な説明ページへの参照を付しています。



PwC あらた監査法人

監査アプローチ
人材・ナレッジ
の共有



▶ P.15, 29

PwC
ネットワーク
によるレビュー



▶ P.24



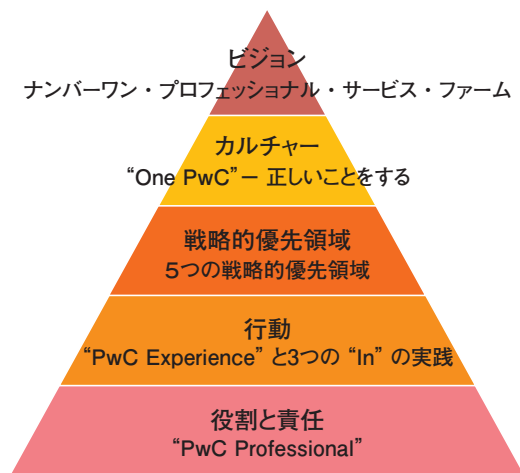
Global



2. 当法人のミッション

当法人は、卓越したサービスを提供するプロフェッショナル集団として、当法人のビジョンを全員が共有し、明確なリーダーシップと創造的なチームワークによって厳正かつ公正な高品質の監査を実施し、経済の健全な発展に寄与します。

ミッション実現への道筋



ビジョン

当法人は、ナンバーワン・プロフェッショナル・サービス・ファームとなり、厳正かつ公正な高品質の監査を実施し、経済の健全な発展に寄与することを目指します。

カルチャー

当法人のビジョンを実現するには、正しい組織文化を醸成することが土台となります。当法人は全パートナー・職員が一丸となって、“One PwC”となり、ステークホルダーの期待に対して、正しいことをする、つまり、厳正かつ公正な高品質の監査を実践していくカルチャーを浸透させていきます。

戦略的優先領域

当法人は、5つの戦略的優先領域（業務品質、業務収入の拡大/成長、ブランド/存在価値、人材、収益性/トランスフォーメーション（監査の変革））で、ナンバーワンを目指します。詳細は、右ページをご参照ください。

行動

当法人の活動の源泉となるのはひとりひとりから成る「人材」です。高い専門性を持つとともに、“PwC Experience”（P.13）と3つの“In”（Integrity（誠実）、Intelligence（知性）、Innovation（革新））を行動目標に掲げ、卓越したサービスを提供するプロフェッショナル集団としての情熱と使命感を行動規範とし、ステークホルダーの期待に応えます。

役割と責任

当法人では、真のプロフェッショナル像を“PwC Professional”というフレームワーク（P.27）で定義し、ひとりひとりの役割と責任を決めています。このフレームワークにおける5つの属性（リーダーシップの発揮、ビジネスの洞察力、専門能力、グローバル感覚、信頼関係の構築力）に沿って、当法人のプロフェッショナルに求められる能力・スキルを定義し、各人がこれを発揮していくことにより、経済社会における信頼の構築に貢献します。

戦略的優先領域

(1) 業務品質

当法人は、業務品質を常に最重要事項とし、監査人としての資質、監査プロセスの適正性、監査の価値の向上を目指しています。当法人の全員がビジネスに対する洞察力を駆使し、ひとりひとりが当事者意識を持つことにより、法令を遵守し、わが国の監査基準等およびPwCグローバルが採用する品質管理基準への全面準拠を図っています。これにより、監査プロセスを適正化し、業務品質のさらなる向上を図り、ステークホルダーにとって高品質な監査を提供するように努めます。

(2) 業務収入の拡大/成長

当法人はわが国金融資本市場の変化を先取りすべく、多様な専門家をそろえることで、持続的な成長を目指します。

(3) ブランド/存在価値

当法人は、高品質な監査の提供を通じて、わが国の資本市場の健全な発展に貢献し、ブランド認知度・信頼度の向上を図ります。

(4) 人材

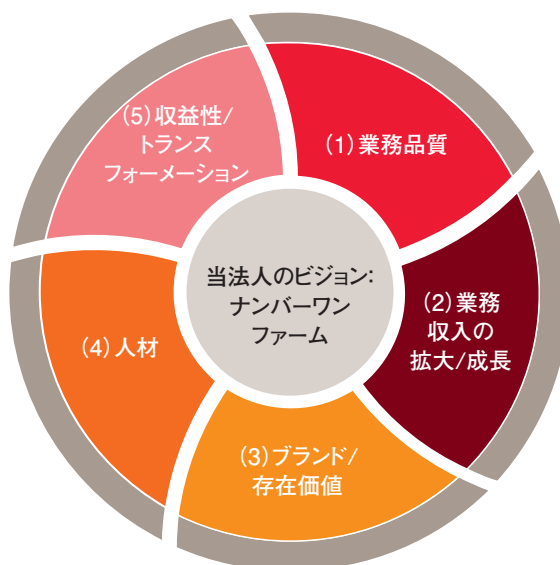
当法人では、高品質な監査を提供できる人材こそが最大の財産と考えています。高品質な監査を実施するために、ビジネスに対する洞察力を備え、ひとりひとりが当事者意識を持って、ステークホルダーにとっての価値の向上に貢献できるような人材の採用、育成を図っています。

(5) 収益性/トランスフォーメーション

(監査の変革)

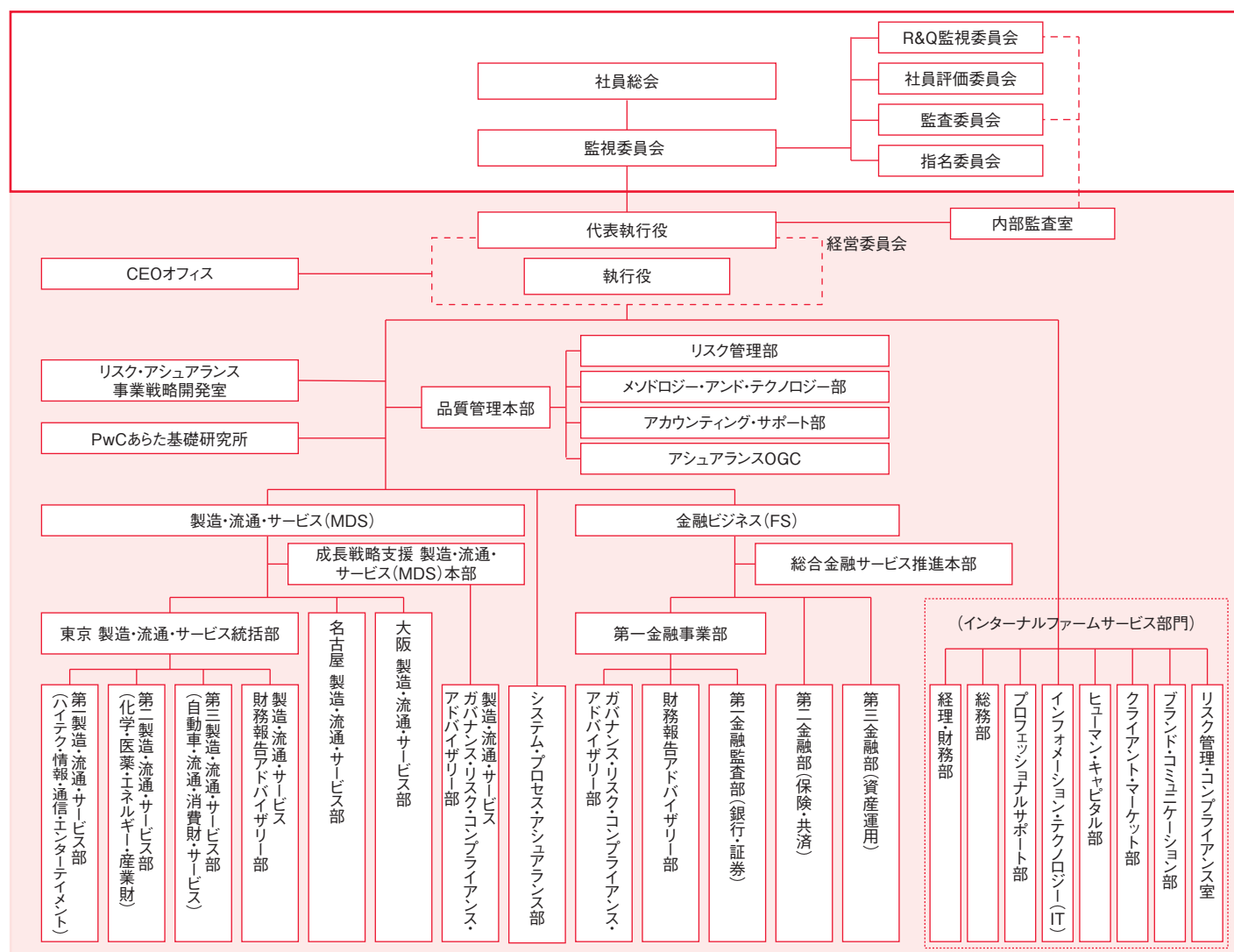
当法人は、監査の品質を向上するための人材投資、ツールの改善（技術革新に対応したコンピュータを利用した監査技法の利用、監査調書の電子化等）への投資を十分に行うため、高い収益性の持続に努めます。

5つの戦略的優先領域



当法人のガバナンス体制は、大きく3つの組織から構成されます。全社員で意思決定をする社員総会、当法人の経営方針および戦略を策定・実行する経営委員会、それらを監視する監視委員会です。このような組織体制によって、適正なガバナンス体制を構築、運営しています。

*2015年7月1日現在。2015年度の経営委員会は25回開催。



監視委員会

監視委員会は経営委員会が策定する経営の方針およびその運営を監視し、透明性の高いガバナンスを実践します。監視委員会は社員8名から構成され、監視委員会の下にはR&Q監視委員会、社員評価委員会、監査委員会、指名委員会が設置され、監視委員会の監視活動をサポートします。

議長：大野 功

副議長：岡田 康夫

足立 晋

荒川 進

川崎 浩志

佐々木 健仁

白畑 尚志

中村 明彦

R&Q監視委員会	代表執行役および品質・リスク管理担当執行役から、当法人の品質およびリスク管理活動の状況について報告を受け、その妥当性を審議します。
社員評価委員会	社員の加入・脱退、代表社員等の選任、それらの者の評価ならびに報酬等に関する案件を審議します。
監査委員会	法人の財務に関する事項、法人の業務運営に関する事項の監査を行います。
指名委員会	代表執行役候補者の指名を公正かつ秩序正しく行うことを目的とし、当該候補者を監視委員会に報告するとともに、その承認を社員総会に付議します。

内部監査室

代表執行役から指名された責任者の下、法人の業務執行全般を対象として、十分かつ適切な経験を有しかつ点検対象の業務と特別な利害関係を有していない担当者が内部監査を実施しています。

業種に特化した組織

当法人は、PwCグローバルネットワークと整合性を保ち、連携しながら、知見・経験・人材を最大限に活用し、リスクおよび品質管理の実効性を上げるため、業種別に特化した部門を組成した上で、各部門内で国内外の業務を遂行する形を採用しています。当法人の監査部は、主に製造・流通・サービス(MDS)、金融ビジネス(FS)、システム・

プロセス・アシュアランス(SPA)に大別されます。MDS、FSともに、さらに業種別に組織を細分化しています。SPAは、ITの専門家として、ITに関連するリスクおよび内部統制の分野や、ITを利用した監査の分野を中心に監査を強力にサポートするとともに、情報セキュリティ、ITリスク・ガバナンス管理、BCM(事業継続管理)、データ分析、

内部監査などの分野を中心としてサービス提供を行います。アカウンティング・サポート部(ACS)もPwCグローバルネットワークとの連携の下で強化し、IFRSに関しても日本で適時に解決できる体制を整備しています。

組織文化の浸透と発展

トップとパートナー・職員との対話

PwCグローバルネットワークおよび当法人の理念、戦略、目標を伝え、当法人がさらに発展していくために、代表執行役、執行役が率先してパートナー・職員との対話を行っています。

代表執行役および品質管理担当執行役のメッセージにおいて、当法人が業務品質を最重要事項としてけるとともに、職業的専門家として常に誠実に行動し、公正不偏の態度を保持し、独立の立場を維持し、職業的専門家としての正当な注意を払い、職業的懐疑心を保持して監査を実施することの重要性を常に強調しています。

また、2015年7月1日に法人内において

共有した「PwCあらたビジョン2020」では、当法人の理念、戦略、目標が説明されており、その中でも品質が最重要事項であることが明記されています。

さらに、年度はじめにトップの方針をパートナーおよび職員に伝える“All Staff Meeting”の開催およびCEOメッセージを含んだ月次の“Assurance Update”の配信を行ったほか、代表執行役と職員による直接の対話の場である昼食会“Assurance Luncheon”を2015年度に計5回実施しました。

相互に敬意を払い、 率直な意見交換を行える風土

パートナーおよび職員全員に公平かつ積

極的な意見発信の場を提供し、より良い組織文化を全員一丸となって醸成する手段として、従業員満足度調査を年に2回実施しています。その結果をもとに諸施策の有効性を評価し、パートナー・職員が相互に敬意を払える環境を構築しています。

また当法人は、世界中のPwCのプロフェッショナルが利用しているPwC内部のソーシャルネットワークサービス（法人内SNS）を積極的に活用しています。代表執行役自らも法人内SNSにページを開設するなど、ひとりひとりが自身の専門性や意見をタイムリーに共有し、意見交換を行うことで、より迅速に、より具体的なキーメッセージが浸透しやすい環境を整えています。

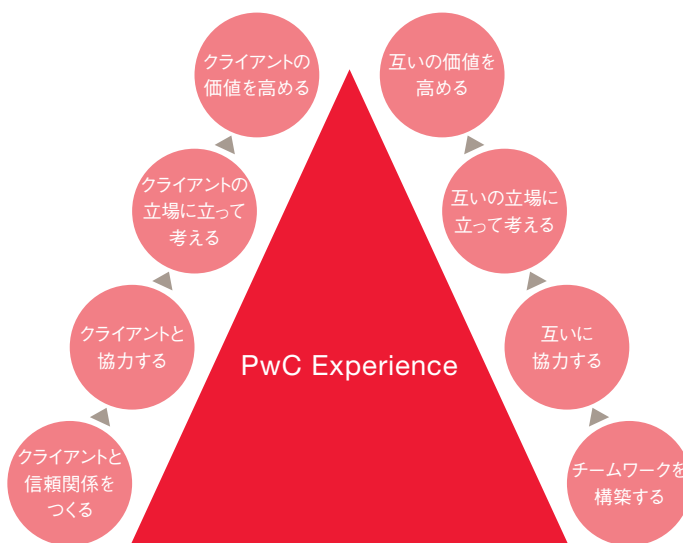
“PwC Experience”の実践

“PwC Experience”とはPwCで働くひとりひとりがどのような行動を取るべきかを示したものです。これは、当法人のパートナーおよび職員の基本的な行動様式を集約したものであり、PwCの差別化につながる重要戦略の一つとして全世界で実践しています。

“PwC Experience”を実践するために求められている行動とは、相手に対する敬意、相手との協働、相手の立場に立つこと、相手が求める価値に焦点を当てることです。より具体的には、相手のニーズに耳を傾け、相手が当法人のサービスに満足しているか、提供したサービスが相手の求めている価値に見合っているかを確認します。こうしたアプローチを繰り返すことによって、相手との信頼関係を構築していきます。なお、相手とはクライアントを含むステークホルダーだけでなく、法人内部の関係者も含みます。

当法人のひとりひとりが、そしてPwC グローバルネットワークの20.8万人ひとりひとりが、誠意をもって“PwC Experience”を実践することで、ステークホルダーにとって、価値ある存在となることを目指しています。

当法人が共有すべき価値観および行動様式 (PwC Experience)





パートナーシップに基づくガバナンス

当法人においては全パートナーが、パートナーシップの精神に基づいて互いを尊重し、ひとりひとりが法人の運営について当事者意識を持ち、パートナーとしての明確なコミットメントに基づく、実効性のあるガバナンスを実現しています。

さらに、社員総会によりパートナーの中

から選任された、経営委員会から独立したメンバーにより構成される監視委員会が、経営委員会の意思決定に関する助言・監視を行っています。経営委員会に対して客観的な意見具申を行うことができるパートナーのモニタリングを通じてステークホルダーの期待に応える経営を目指しています。

パートナーの人事評価

パートナーの報酬は、パートナーの報酬に関する規程に基づき各執行役からなる経営委員会が決定し、監視委員会の社員評価委員会の同意を得ています。報酬決定の根拠となる評価については、各パートナーがおのおのに与えられた業務について毎年、

個人の業務計画書を作成し、その業務計画の達成度合により各部門長が評価を行い、経営委員会に提出しています。なお、当該評価に当たっては、品質管理を最も重要な評価の基軸としています。

4. 品質管理

当法人の監査業務の品質は、コンプライアンスを重視した堅牢な品質管理体制に加えて、各監査部門における日常的かつ継続的な業務品質の改善の活動、最新のテクノロジーの導入および人材育成への不断の投資によって支えられています。

品質管理本部の役割

当法人は監査業務の品質を合理的に保つため、わが国における監査の品質管理の基準である

- 「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）
- 「監査における不正リスク対応基準」（企業会計審議会）
- 「監査事務所における品質管理」（品質管理基準委員会報告書第1号）

を遵守しています。これらに加えて、PwC ネットワークのメンバーファームの一員とし

て国際品質管理基準第1号「財務諸表の監査及びレビュー並びにその他の保証及び関連サービス業務を行う事務所の品質管理」（ISQC1）、およびPwCとしての品質管理方針であるPwC Network Risk Management Policy & Guidanceを遵守する体制を構築しています。また、監査業務実施に当たり監査チームメンバーはわが国の監査の基準ならびにPwCが世界で共通して採用する監査アプローチであるPwC Audit Guideに準拠しています。

これらに対応した法人全体の品質管理全般のモニタリングおよび監査業務等の品質管理のために監査チームを支援する組織として品質管理本部を設置しています。さらに、業務部門から独立したリスク管理・コンプライアンス室を設置しています。品質管理本部には2015年6月30日現在、外部の専門機関での勤務経験のある者も含め、約50名の各専門領域に精通した担当者が所属しています。

品質管理本部

リスク管理部

監査事務所としての品質管理全般のモニタリングを所管し、審査体制（P.20）の整備および運用を確保し、クライアントおよびエンゲージメントのリスクプロファイルをモニターしています。また、クライアントおよびエンゲージメントのリスク管理上の諸問題について、専門的な見解に関する問い合わせに対して助言を提供するとともに、随時、業務遂行上の留意事項について各監査チームに問い合わせを行い、問題点の早期発見・解決に努めています。

メソドロジー・アンド・テクノロジー部

当法人の監査業務の実施に係る方針および手続の適切な実践を確保するため、その実践に当たっての諸問題について専門的な見解に関する問い合わせに対して助言を提供するとともに、随時、監査上の留意事項を業務担当者に配信しています。監査サポートシステムをはじめとする各種監査ツールを整備し、有効かつ効率的な監査の実施をサポートしています。

アカウンティング・サポート部

会計分野別に専門家をそろえ、特定の会計事象がある場合、専門的な見解に関する問い合わせに対して助言を提供するとともに、会計に関する最新情報を収集し、適宜業務担当者に配信しています。

アシュアランスOGC

法務リスクを所管し、クライアントおよびエンゲージメントのリスク管理上の諸問題について法的側面から助言しています。

リスク管理・コンプライアンス室

独立性の保持、法令遵守およびコンプライアンス確立のための諸活動を行っています。その一環として、監査ホットラインを運営し、監査業務における問題の早期発見に努めています。

職業倫理及び独立性

職業倫理

当法人は、わが国の法令および日本公認会計士協会の倫理規則を踏まえて当法人の職業倫理に関する行動規範を定めています。また、行動規範は、PwCネットワーク共通のPwC Code of Conductに定める内容にも対応しています。職業倫理の方針および手続に関する理解を徹底するため、パー

トナーおよび職員全員を対象とした職業倫理に関する研修を毎年実施しています。また、パートナーおよび職員全員を対象とした年次のコンプライアンス確認手続において、職業倫理に関する方針および手続を理解し遵守していることを確認しています。

独立性

当法人の独立性に関する方針および手続は、わが国の法令および日本公認会計士協会の倫理規則や独立性に関する指針、さらには、PwCがグローバルで採用する独立性の方針（PwC Global Independence Policy）から構成されています。監査の前提となる独立性について特に以下の観点から運用管理と教育研修に力を入れています。

- 法人としての独立性
- 非保証業務の提供制限
- チームメンバー等個人の独立性
- 監査業務のローテーション

被監査会社の網羅的な把握

独立性の諸規則を遵守するためには被監査会社を網羅的に把握する必要があります。当法人では、PwCネットワークで共有するデータベースに全ての被監査会社を登録することによって、独立性を保持すべき被監査会社の情報を、当法人のみならずPwCネットワーク内で相互に把握できる体制を整備し、運用しています。

法人としての独立性

当法人は、資金の借入れ、物品やサービスの購入、外部企業や個人とビジネス上の関係を展開する場合、取引の内容および取引の可否について事前にリスク管理・コ

ンプライアンス室の承認を得るとともに、独立性の問題が生じていないことを定期的に確認しています。また、当法人の年金制度等に含まれる投資先の有価証券等をデータベースに登録し、独立性の諸規則を遵守していることの確認を継続して行っています。

非保証業務提供に係る制限

監査人の独立性を維持する観点から、被監査会社に対する非保証業務の提供には一定の制限を設けています。非保証業務チームは被監査会社データベースで業務提供予定先がPwCネットワークの被監査会社であるかを確認します。業務提供予定先が被監査会社である場合、当該非保証業務チームは独立性に関する方針を参照して業務提供の可否および提供可能な業務の範囲を識別するとともに、非保証業務の提供について、当該被監査会社を担当する監査パートナーによる事前承認を得ることとしています。当法人では、この事前承認を、システム化されたワークフローを利用することによって、網羅的に実施しています。

個人の独立性

当法人では、個々の監査業務に従事する際に、パートナーおよび職員が被監査会社に対する金銭的利益関係や身分上の利害関係

独立性に関する法令および指針等の確実な遵守



の制限に抵触していないことを確認しています。当法人は、パートナーおよび職員の執務時間報告システムと連動したシステムを用いることにより、個々の監査業務における個人の独立性確認を確実に実施する体制を整備し運用しています。また、パートナーとマネージャー以上の職員については、保有する有価証券や、保険や年金を通じて間接的に運用する投資先等を、被監査会社データベースと連動した投資先データベースに登録することを義務付け、独立性の諸規則に抵触していないことを確認しています。

さらに当法人は、毎期、代表執行役のほか、無作為に抽出したパートナーおよび職員に対して、金銭的利益関係や身分上の利害関係を対象とする独立性の遵守に関する詳細な検査を実施し、独立性の違反がないか監視しています。

監査業務のローテーション

業務執行社員および審査担当者については、連続関与期間を7会計期間以内（上場会社等の筆頭業務執行社員および審査担当者は5会計期間以内）とし、再度関与するために必要なインターバル期間は2会計期間（上場会社等の筆頭業務執行社員および審査担当者は5会計期間）とする方針を定め、運用と監視を行っています。

独立性に関する法令および規則等の遵守状況

当法人は、独立性に関する方針および手続の理解と遵守を徹底させるため、パートナーおよび職員全員を対象とした、独立性に関する研修を定期的実施するとともに、年次のコンプライアンス確認手続を行っています。当事業年度も年次のコンプライアンス確認手続回答率は100%であり、対象者全員が職業倫理ならびに独立性に関する方針および手続を理解し遵守しているこ

とを確認しています。

また、日本公認会計士協会の倫理規則等では、被監査会社に対して独立性規則に違反する事象が生じた場合、当該違反による独立性等への影響が重大であるとき、または、会計事務所の対応について監査役等から了解を得られないときは、監査業務契約を解除することが求められています。

当法人の設立以降、独立性違反に起因する監査業務契約の解除はありません。

契約の新規の締結及び更新

契約の新規の締結及び更新の方針

当法人は、わが国における規則等を踏まえて、契約の新規の締結及び更新に係る方針を定めています。この契約の新規の締結及び更新に係る方針は、わが国における規則等に加えて、PwCネットワークのクライアントおよびエンゲージメントの受入・継続に係る評価方針も遵守するよう定められています。契約の受任に先立ち、新規の関与予定企業と当法人（パートナー・職員を含む）の独立性等利害関係を調査するとともに、

当該企業の評判、経営者の姿勢、企業統治や内部統制の状況、会計・監査上の問題等のリスク評価手続を実施し、評価されたリスクに応じて定められた適切な承認者の承認を得るものとしています。さらに、新規の関与予定企業またはその役員等が反社会的勢力等でないことを調査しています。契約の継続に当たっては、少なくとも年に一度リスク評価を実施し、評価されたリスクに応じて定められた適切な承認者の承認

を得るものとしています。

また、当法人が前任監査人となる場合および後任監査人となる場合の双方について監査業務の引継が適切に行われることを合理的に確保するため、監査基準委員会報告書900「監査人の交代」に準拠した監査事務所間の引継に係る方針および手続を定めています。

監査業務の実施

監査チームの選任

監査責任者を含む監査チームメンバーの選任は、各業種別組織の中で、各人の独立性の遵守状況、業務のリスク、必要な知識および経験（関与先が属する産業に関する知識等）、能力、必要な時間の十分な確保、品質管理レビュー結果および外部機関によ

る検査の結果等といった事項を踏まえ、厳正かつ公正な監査を実施するために必要な人材を確保するという観点から実施しています。監査責任者には、当法人の監査責任者の選任に関する方針および手続に従い、その職責を果たすための適性、能力および

経験を有する日本の公認会計士であるパートナーが選任されます。

なお、同一企業の監査業務を担当する監査責任者が全員交代した場合、不正リスクを含む監査上の重要な事項が適切に伝達されるよう方針および手続を定めています。

ITの専門家の十分な関与

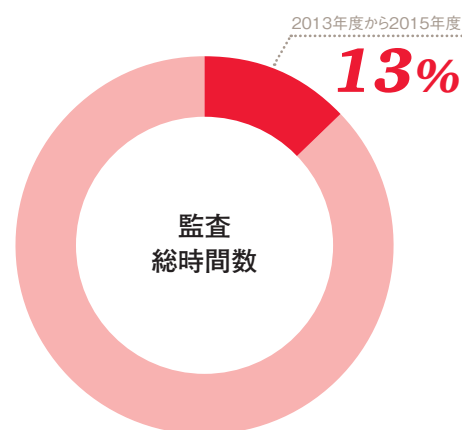
企業の情報システムが高度化・複雑化している今日において、財務諸表監査における、被監査会社のビジネスに関する深い理解と洞察や、それに基づく監査上のリスクの識別のためには、情報システムに関する深い理解が不可欠です。

当法人では、情報システムに関する専門的な技能、知識および経験を有するITの専門家が個別の監査業務に十分な時間を費やして関与することで、深く情報システムを理解し、洞察力のある監査を効果的かつ効

率的に実施しています。具体的には、PwCが保有する標準的なリスクと対応する内部統制のリストに基づき、被監査会社のITに関連する実際の内部統制をレビューし、高リスク領域を識別するといった内部統制評価の標準化、また、例えばSAPやOracle EBSなどの業務統合パッケージ(ERP: Enterprise Resource Planning)に関して、PwCが開発した内部統制の自動評価ツールにより、複雑な監査手続の効率化を行っています。

また、帳票の電子化、内部統制の自動化、処理データ量の増加が進む中で、コンピュータ利用監査技法(CAAT)によるデータを活用した監査手法を利用し、直接仕訳データを分析することにより、より多くの仕訳を監査の対象とすることができ、さらに、不正リスクの高い仕訳を抽出するなど、リスクに直接焦点を当てた手続を実施することができます。その際にも、ITの専門家が関与して、監査上のデータの信頼性を適切に担保しています。

監査時間数に占めるITの専門家の関与割合



ITの専門家の関与とIT技術の利用による監査

内部統制評価の標準化

PwCが世界で開発した標準的なリスクと内部統制のリストおよび標準的なテスト手続の利用による手続の標準化

内部統制評価の高度化

コンピュータ利用監査技法(CAAT)によるデータ分析により、大量のデータを対象とし、不正など、リスクに直接焦点を当てた手続を実施

内部統制評価の自動化

PwCが開発したERP固有統制評価ツールの利用により、複雑な内部統制に関する情報収集を簡素化、また、複雑な内部統制のテスト手続を効率化

その他の専門家の利用

被監査会社の事業内容の複雑化に伴い、IT以外の領域においても、会計・監査以外の専門家の関与が一層求められるようになっていきます。

例えば、企業が確定給付の年金制度を採用している場合、退職給付会計において退職給付債務の計算が必要となりますが、当該計算は外部の信託銀行等に委託することが一般的であるため、監査チームとして

も、当該計算結果の検証において必要に応じて年金数理の専門家(アクチュアリー)を利用します。

また、金融機関などにおいて、市場で流通していないような複雑な金融商品を保有し、当該金融商品を時価で貸借対照表に計上する場合、必要に応じて、金融工学やリスク評価の知見を有する専門家に当該時価の妥当性の検証を依頼します。

これらに加えて、PwCネットワーク内には、税務や法律、不動産その他特殊な資産の評価、不正調査といった様々な領域の専門家が多数在籍しており、監査チームは企業のリスク評価結果を踏まえてこれらの専門家を積極的に利用することで、十分な監査手続を実施します。

グループ監査への対応

経済社会のグローバル化に伴い、被監査会社の国際展開も進んでいます。そのため、グローバルに事業を展開する被監査会社グループ全体の環境を理解し、適切な監査を実施するためには、国内のみならず海外子会社等の監査人との密接な連携が不可欠です。

当法人では、海外のPwCネットワーク

ファームとの間の緊密な人事交流を深め（P.29）、また、海外のPwCネットワークファームからの赴任者と日常的に協働しています。このことにより、当法人のパートナーおよび職員の間では、PwCネットワークレベルで連携して業務を遂行するという行動様式が自然と醸成されています。

このような組織文化の下で、当法人では、

海外のPwCネットワークファームと共通の監査アプローチおよび監査ツールを用い、深度ある緊密なコミュニケーションを適時に図ることを通じて子会社等の監査人をリードし、主体性をもって被監査会社グループレベルでの監査リスクの識別、リスク評価およびリスク対応手続を実施します。

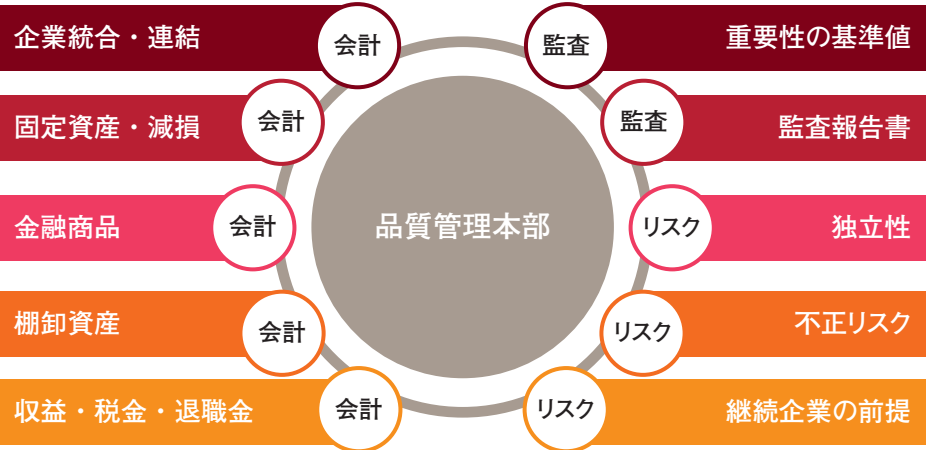
品質管理本部による専門的な見解の提供

当法人は、業務品質の一貫性を保つ上で、品質管理本部による専門的な見解を提供するサポートを監査の品質管理における重要な機能として位置付けています。監査チームは業務実施に当たり、難易度の高い問題に直面した場合は、監査上の取り扱いを決定する上で、品質管理本部に専門的な見解を求めます。品質管理本部には、前述（P.15）の通り、外部の専門機関への出向経験のある者も含め、各専門領域および実

務に精通した担当者が所属しており、各監査チームからの専門的な見解に関する問い合わせに適時に対応しています。品質管理本部は、専門的な見解を示す上で必要な個別の監査業務の状況を適切に理解するため、監査チームと十分に議論を行い、さらに、専門的な調査も実施した上で見解を示しています。品質管理本部は、不正リスクへの対応など、事前に専門的な見解を求めるべき事項を明示しており、監査チームが

当該事項に該当する事象に直面した場合には、品質管理本部の見解を入手することを義務付けています。なお、品質管理本部に対して専門的な見解を求めることが要求されていない事項についても、監査品質を担保するために、個別に相談したいと監査チームが考える場合、任意で品質管理本部へ相談できる体制となっており、実際にも多くの監査業務において利用されています。

品質管理本部における専門的な見解の担当領域例



審査

原則として、全ての監査業務について、監査計画段階から、監査の実施過程、監査判断の過程、監査の完了段階まで、監査チームによる監査の実施と並行して審査担当者による重要事項、重要判断の審査を実施しています。審査担当者は、特定の審査会日に縛られず、要検討事項が生じた都度、監査チームと議論しています。これにより、適時で、実効性のある審査を行っています。後述の通り、監査責任者と審査担当者との間の監査上の判断の相違については審査会における審査により解決を図りますが、審査の最終機関は審査担当者と定め、責任ある審査の実施を課しています。

審査担当者には、当法人の審査担当者の選任に関する方針および手続に基づき、日本の公認会計士であるパートナーのうち、その職責を果たすための適性、能力および

経験を有する者が選任されます。その選任に当たり、各業務部門での推薦を受け、品質管理本部長が承認することで、審査担当者の客観性を確保しています。

監査業務において不正による重要な虚偽の表示の疑義があると判断された場合、監査チーム体制の強化および審査体制の強化を検討するとともに、審査担当者による適切な審査が行われるよう、品質管理本部によるモニタリングを実施しています。

監査上の判断の相違

品質管理本部に対する専門的見解に関する問い合わせにおいて、監査チームとの間に見解の相違が生じた場合、または、監査責任者と審査担当者との間の監査上の判断の相違が生じた場合、品質管理部門担当および各業務部門のパートナーのうち十分な経験、知識等を有し、適切な判断ができ得る立場にあると認められる者によって構成される審査会がこれを審査することにより、これらの相違に対処し解決しています。

不服と疑義の申立て

当法人内外からもたらされる不服と疑義の申立てについて適切に対処することを合理的に確保するための通報制度として、監査ホットラインを導入しています。



チーフ・オーディター制度

チーフ・オーディターとは

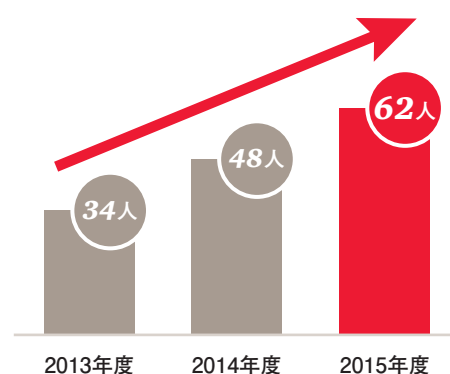
チーフ・オーディターとは、監査現場で日々監査業務に携わるパートナーおよび職員の中から、監査に関する知識・経験が特に豊富な者として選任されたメンバーで、各監査部門における自主的な品質管理活動を主導します。

法人としての主たる品質管理活動は品質管理本部が担いますが、そのような法人レベルの取り組みについて各監査部門・監査現場の実務レベルでの定着を図るとともに、

監査現場における意見やアイデアを集約し、法人全体の品質管理活動に役立てるため、品質管理本部と日々連携しながら活動しています。

チーフ・オーディターとして活動するメンバーは年々増加しており、監査現場をより活性化させ、品質を高く保ちつつ、効率的な監査を目指し、実務に直接役立つ存在として、今後も積極的に活動をしていきます。

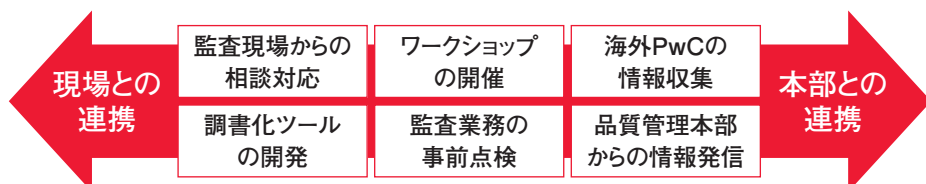
チーフ・オーディターの人数



チーフ・オーディターの活動内容

チーフ・オーディターの活動内容は右図の通り多岐にわたりますが、いずれの活動も、監査現場と品質管理本部とを効率的・効果的に橋渡しすることを目的としています。

チーフ・オーディターの活動内容



監査現場からの相談対応

気軽に質問できる存在として、監査現場で日常的に生じる疑問点の相談対応や、監査現場からの意見の吸い上げを行います。

調査化ツールの開発

各監査チームが監査基準等の要求事項を満たしながら効率的に調査を作成できるよう、実務的で使いやすい調査化ツールを開発します。また、当該ツールを用いた実際の調査化事例の紹介を通じ、監査現場における定着を図ります。

ワークショップの開催

より実務的な論点や、監査現場においてニーズが高い論点を中心に、ワークショップ形式により機動的な情報発信を行います。また、パートナーのみを対象としたワークショップにおいては、より広範な論点を取り扱うとともに、パートナー間の活発な意見交換を促進します。

監査業務の事前点検

各部門で実施する監査業務の事前点検(※)について、点検のためのチェックリストの更新、実施状況のモニタリング、結果の取りまとめと各部門内での共有を行います。

海外PwCの情報収集

チーフ・オーディターには海外駐在経験者も含まれており、海外PwCにおける取り組みで日本においても有効と思われる事例や、最新の動向について積極的に紹介します。

品質管理本部からの情報発信

品質管理本部が発信するさまざまな情報について、実務上留意すべき事項を含めて、監査現場への浸透を図ります。

※監査業務の事前点検とは

外部機関による検査や品質管理レビュー、当法人の品質管理として実施される定期的なレビューは、既に終了した監査業務を事後的に点検するものですが、この事前点検では、現在進行中の監査業務について、各部門で選任されたレビューアーが監査計画の内容や手続の実施状況をリアルタイムで点検し、改善の余地について監査チームと協議を行います。

これにより、監査基準等の要求事項への対応状況のみならず、非効率な監査が行われていないかどうかを確認でき、必要な改善を監査完了前の早い段階で実施することが可能となります。また、点検結果については各部門内で広く共有され、点検対象外の業務においても有効活用されます。

IT技術を駆使した監査

私たちは、PwCが独自に開発したIT技術である、「Aura（オーラ）」、「Halo（ヘイロー）」、「Connect（コネクト）」を監査業務で積極的に活用していきます。

Aura



「Aura」は、PwCが世界全体で全ての監査業務において使用している電子監査調書システムです。Auraには、標準的な監査手続書が含まれており、全てのPwCの監査チームが均質かつ効率的な監査を実施できる仕組みが備わっています。

例えば、連結財務諸表監査において、日

本の親会社監査チームも海外の子会社監査チームもAuraに組み込まれた標準化された監査手続書を出発点とし、親会社および子会社の固有のリスク等を考慮して監査手続をカスタマイズして実施します。標準的な手続書を出発点とすることにより、品質を担保し、かつ効率的な監査を実現します。

Halo



「Halo」にはさまざまな業種やリスクに合わせて多数のアプリケーションがあり、その一つである「Halo for journals」は、コンピュータ利用監査技法（CAAT）による仕訳データの分析をより効果的かつ効率的に、そしてより視覚的に実施する新しいツールです。また、「Halo for journals」を利用することにより、従来よりも、データの検証速度が格段に上がります。

従来のCAATのツールでは期末監査期間中など、特定の時点でしかデータ分析を実施できていませんでしたが、「Halo for journals」を利用することにより年間を通じていつでもデータの分析が可能となるため、

監査終了間際に大量のデータ分析とそれに関連する監査手続を実施することがなくなり、また、監査終了間際の「サプライズ」をなくし、監査完了までスムーズに手続を進めることができます。

また、「Halo for journals」を利用して仕訳データ解析を行うと、例えば、主要な勘定科目に予測していない仕訳が起票されていないか、経理担当部署以外の者による仕訳入力がないか、といったリスクが高いと考えられる事項についても視覚的に分析結果を評価することが可能となります。これにより、効率性のみならず、監査品質の向上にも貢献することができます。

Connect



「Connect」は、被監査会社と監査チームが適時に、効率的にかつ網羅的な情報交換を安全に行うためのツールです。具体的には、監査チームが、監査関連依頼資料などのリストをConnect上で作成することにより、被監査会社への資料依頼を行います。被監査会社は、Connectに直接アクセスし、該当資料などをConnect上に保存します。

被監査会社も監査チームも、いつでもどこからでもConnect上の必要な情報にアクセスできます。

また、Connectでは、依頼資料の進捗状況の管理も実施できるため、従来、被監査会社と監査チームの協力により手作業で行っていた依頼資料の管理を、より効率的に、かつ網羅的に行うことが可能です。

被監査会社からのフィードバックによる改善

当法人では、自らの監査業務を毎期見直し、監査の有効性と効率性を継続的に高めるための一つの施策として、被監査会社からのフィードバックを有効活用する取り組みを行っています。具体的には、約200の個別の監査業務において、業務開始時における「コミットメント・レター」の提出、業務完了後における「バリュー・レポート」の提出、

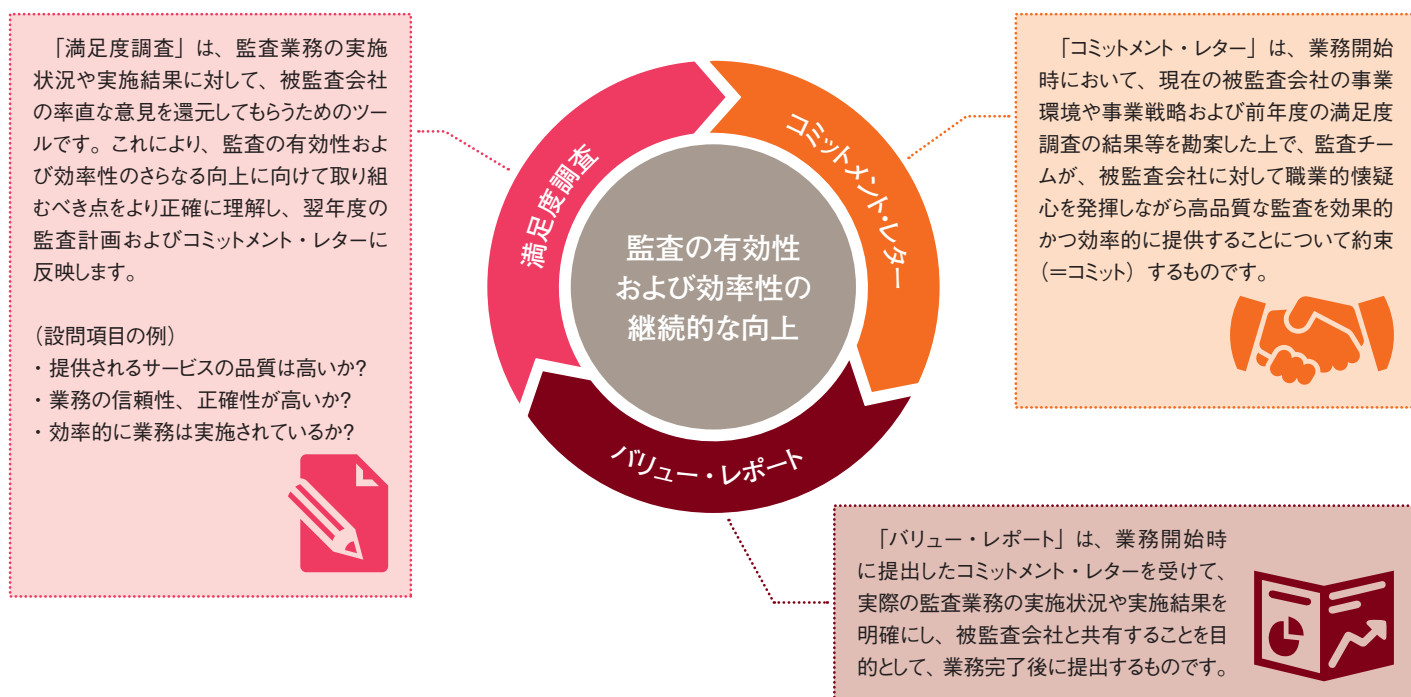
そして「満足度調査」を実施しています。

それぞれの項目の概要は下図の通りですが、これらはいずれも、自らの監査業務を客観的な視点から批判的に振り返るため、また、被監査会社と真摯^{しんし}に向き合い、より強固な信頼関係を構築するために実施しているものです。従来は主として被監査会社の経理責任者に対して実施していたこれら

一連の取り組みを、監査役等にも拡大しています。

当法人は、コミットメント・レターの提出、バリュー・レポートの提出、満足度調査の実施の一連の取り組みを継続していくことにより、持続的にかつ実効性を持って、監査の有効性と効率性を高めていきます。

被監査会社からのフィードバックの活用サイクル



品質管理のための監視に関する事項

当法人では、品質管理本部が中心となって、当法人の品質管理のシステムおよび個々の監査業務の実施状況を監視しています。この監視活動には、PwCが世界統一で採用する品質管理レビューの仕組みであるGlobal Assurance Quality Review (GAQR)を活用した定期的な有効性評価が含まれます。これらの定期的な有効性評価は、当法人のパートナーおよびマネージャー以上の

職員に加えて、PwC海外法人で監査業務に従事するパートナーおよびマネージャーからなるレビューチームによって実施されます。

当法人では、品質管理のシステムの監視によって不備が発見された場合、その影響の評価に応じて決定した是正措置を適切な関係者に伝達するとともに、適時に担当執行役に報告し対処する体制としています。

監査事務所の品質管理に関する方針及び手続の監視

日常業務を通じた継続的な監視活動

当法人では、品質管理本部、リスク管理・コンプライアンス室および内部監査室が、その日常業務を通じて新しい法令・基準等への対応、コンプライアンス確認手続を通じた独立性に関する確認書の入手、専門家としての能力開発、監査契約の新規締結・更新等に関する品質管理のシステムに関する継続的な監視活動を行っています。

- 品質管理の方針と手続の文書化
- 品質管理の方針と手続の整備状況の十分性の確認
- 不十分な品質管理の方針と手続の改善
- 品質管理の手続のうち主要な統制の把握
- 上記主要な統制の運用状況の検証
- 運用状況の欠陥についての改善策の立案、実行
- 上記品質管理の一連のシステムが適切に運用されていることのモニタリング

監査事務所の品質管理のシステムに関する定期的な有効性の評価

当法人は、法人全体の品質管理のシステムに関する内部統制の適切な整備および運用を確保するため、PwCネットワークが開発したシステム(QMS-Quality Management System)を利用しています。

QMSは当法人の品質管理のシステムが「監査に関する品質管理基準」およびISQC1等に準拠して適切に機能していることを以下の手続により確認するツールです。

このQMSを用いた品質管理のシステムの定期的な有効性評価は、品質管理本部および内部監査室により実施されています。これに加えて、GAQRにおけるレビューチームによる定期的な有効性評価も実施しています。

当法人は、これらの定期的な有効性評価を通じて、品質管理のシステムにおける改善の余地のある事項を特定していますが、いずれも個々の監査業務の適切な実施を妨げるものではありませんでした。

個々の監査業務の定期的なレビュー

当法人では、個々の監査業務がわが国の監査の基準、国際監査基準に準拠し、かつ、PwC世界標準の品質を保持して実施されているかを確認するため、品質管理本部によるGAQRの仕組みを活用した定期的なレビューを実施しています。この定期的なレビューは、原則として年に一度、前述（P.24）のレビューチームによって実施されます。

業務執行社員として監査業務を実施しているパートナーは少なくとも3年に一度は定期的なレビューの対象となります。また、社会的影響度の高い監査業務やリスクの増大が認識された監査業務については、より頻繁なレビューを実施しています。

定期的なレビューの結果、重要な論点について関連する基準等に準拠した監査手続が適切に実施されておらず、監査意見を裏

付ける十分かつ適切な監査証拠が得られていない可能性が高いと判断された場合、監査チームのパートナーは、改善計画を立案し、これを実行して追加の監査証拠を入手することが求められます。品質管理本部は、当該改善計画が適時かつ適切に実施されているか監視しています。

当該レビューの結果は、監査チームメンバーの監査チーム内での責任および役割を考慮の上、パートナーも含む各監査チームメンバーの人事評価に反映されます。

当法人は、定期的なレビューを通じて、監査業務の遂行に当たって改善の余地のある事項を識別しています。当法人は、検出された要改善事項等についてその根本原因を分析し、PwCネットワーク内で共有されているベストプラクティスも考慮の上、監査

手続書の改訂、再発を防止するためのガイドランスの作成、現在進行中の監査業務における対応状況の適時の確認、教育研修の実施など、必要な対応を行っています。定期的なレビューの結果および一連の対応は、PwCネットワークにも共有しています。

近年、企業の事業上の判断に関わる会計上の見積りの検証精度について社会的な関心が高まっています。

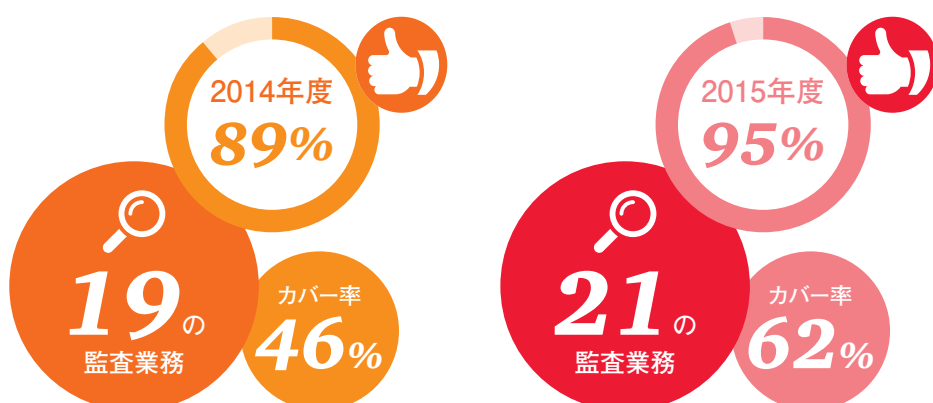
2015年度の定期的なレビューの結果を踏まえて、当法人として監査業務の品質をさらに向上するために注力する主な領域は、高い不確実性を伴う会計上の見積りに関する監査証拠の十分性および将来キャッシュ・フローの見積りに関する被監査会社の内部統制の精度の評価であると考えています。

定期的なレビューの結果

2015年度において、21（2014年度は19）の監査業務がGAQRを活用した定期的なレビューの対象となり、うち、95%（2014年度は89%）について、監査意見を裏付ける十分かつ適切な監査証拠が入手されていると判断されました。監査意見を裏付ける十分かつ適切な監査証拠が入手されていない可能性が高いと判断された業務について、追加の監査証拠を入手した結果、監査の結論を変更すべきものはありませんでした。

当該定期的なレビューは、監査業務を実施しているパートナーの62%（2014年度は46%）をカバーしています。

定期的なレビューの結果およびパートナーのカバー率



外部機関による検査等

日本公認会計士協会による品質管理レビュー

日本公認会計士協会では、監査法人が行う監査の品質管理のシステムをレビューする制度（品質管理レビュー制度）を自主規制として導入しています。

日本公認会計士協会による通常の品質管理レビューは、原則として3年に一度（大手監査法人に対しては2年に一度）実施されます。通常の品質管理レビューにおいて発見事項があった監査事務所に対しては次年度にフォローアップ・レビュー等が実施されます。監査に対する社会的信頼を損なうおそれがある場合に実施する特別レビュー制度

等も設けられています。

監査事務所に対しては、これらの品質管理レビューの結果に応じて、注意、嚴重注意、監査業務の辞退勧告といった措置がとられます。またこれに加えて、上場会社の監査を行う監査事務所に対しては、監査事務所の品質管理の状況に応じて、上場会社監査事務所名簿等に注意・勧告の概要を「開示」または名簿からの「抹消」といった措置がとられます。

日本公認会計士協会は法令に基づき、行政機関である公認会計士・監査審査会に

対して品質管理レビューの状況報告を行い、また、モニタリングを受けています。

当法人は2年に一度、日本公認会計士協会による通常の品質管理レビューを受けるとともに、その結果に応じてフォローアップ・レビューを受けています。当法人は2014年12月に、日本公認会計士協会よりフォローアップ・レビューに係る報告書を受領しています。

なお、当法人は設立以来、日本公認会計士協会の品質管理レビューの結果に基づく措置を受けた事実はありません。

公認会計士・監査審査会による検査

公認会計士・監査審査会は、わが国の資本市場の公正性・透明性を高めることを使命として金融庁に設置された独立の職権を行使する機関です。公認会計士・監査審査会は、日本公認会計士協会から品質管理レビューに関する報告を受けてその内容

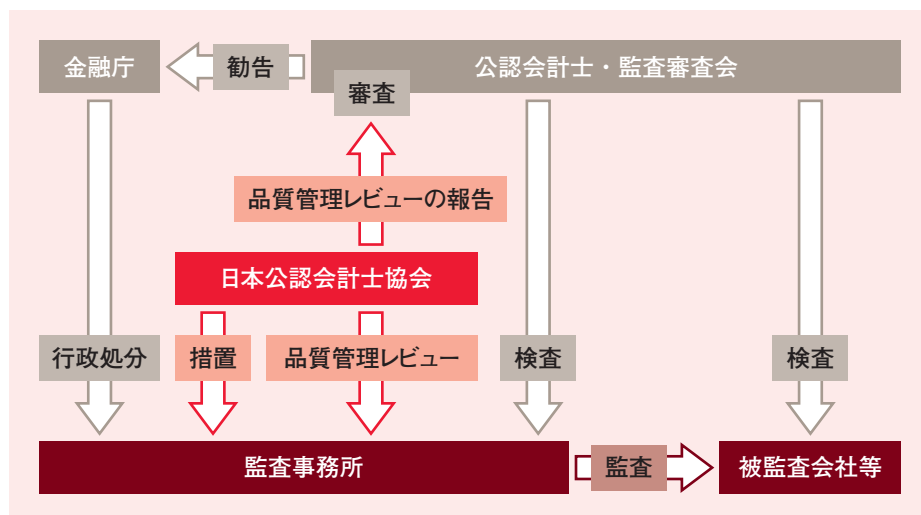
を審査し、必要に応じて日本公認会計士協会、監査事務所、被監査会社等に立入検査を実施します。その結果、日本公認会計士協会において品質管理レビューが適切に行われていなかったことが明らかになった場合や、監査事務所において監査の品質

管理が著しく不十分である場合、監査業務が法令等に準拠していないことが明らかになった場合には、業務の適正な運営を確保するために必要な行政処分その他の措置を金融庁長官に勧告します。

金融庁は、公認会計士・監査審査会の勧告を踏まえて、監査事務所に対して戒告、業務改善命令、業務の全部または一部の停止、解散命令、課徴金納付命令等の行政処分を行います。

なお、当法人は設立以来、金融庁による行政処分を受けた事実はありません。

外部機関による検査等に関する制度の概要



検査指摘事項等への対応

当法人は、日本公認会計士協会の品質管理レビューまたは公認会計士・監査審査会の検査において指摘を受けた場合は、適切な対応を行うとともに、その根本原因を分析し、再発を防止するためのガイダンスの作成、教育研修の実施など、必要な対応を行っています。

人材育成への取り組み

人材育成と監査業務の品質

当法人が提供する監査業務は、監査責任者であるパートナーと、チームメンバーである職員が一丸となって実施するものです。当法人のパートナーおよび職員の行動様式

である“PwC Experience” (P13) および“PwC Professional”というフレームワークを、ひとりひとりが実践することにより、個々の成長が、監査チームおよび当法人の組

織全体の成長につながり、監査業務の品質向上へとつながるものと考えています。

“PwC Professional” のフレームワーク

当法人では、パートナーおよび職員が備えるべき素養を明示した“PwC Professional”というフレームワークを、全てのパートナー

および職員に共有しています。

これは、「リーダーシップの発揮」を行動の基本とし、「ビジネスの洞察力」、「専門能

力」、「グローバル感覚」を備えることで、被監査会社を含むステークホルダーとの「信頼関係の構築」を実現します。

職員の評価育成

当法人の監査業務の品質と法人の成長の基盤となるのはパートナー、職員ひとりひとりの能力であるという考えの下、個々人の成長をサポートするために“Performance

Coaching & Development (PC&D)”という制度を導入しています。

PC&D制度では、全ての職員に対して担当のコーチを選任し、職員とコーチとの年

間を通じた対話によって、個々人の成長を促進し、ひいては当法人の監査業務の品質のさらなる向上と法人の成長の最大化を実現することを目的としています。

“PwC Professional” フレームワーク

1. 行動の基本としての「リーダーシップの発揮」

責任感、信頼性、柔軟性、協調性および熱意のある行動を自ら率先して行うことにより、リーダーシップを発揮し、差別化された高品質の業務を提供する。

5. 「信頼関係の構築」の実現

誠実さや信頼に基づいた価値ある関係を構築する。

4. 「グローバル感覚」の具備

地理的・文化的な境界を超越する物の見方・考え方をもって、効果的かつ効率的に監査業務を遂行し、他者と協働していく。

2. 「ビジネスの洞察力」の具備

ビジネス知識、イノベーション、洞察力をもって、被監査会社およびPwCに差別化された価値を創出していく。

3. 「専門能力」の具備

幅広い専門性をもって、被監査会社およびPwCに高い品質と価値を提供していく。



Performance Coaching & Development (PC&D) 制度

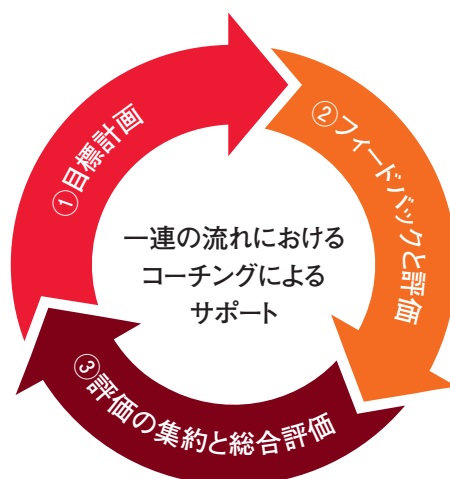
PC&Dの制度では、職員が、コーチとの対話を通じて、期初に①自身の目標計画を設定した上で、②実施した業務に対して、適時に自己評価を行うと同時に、パートナーやマネージャーからフィードバックと評価を受けます。

そして期末において、③実施した個々の業務で受けた評価を集約し、総合評価を行った上で、次年度の目標計画を設定します。

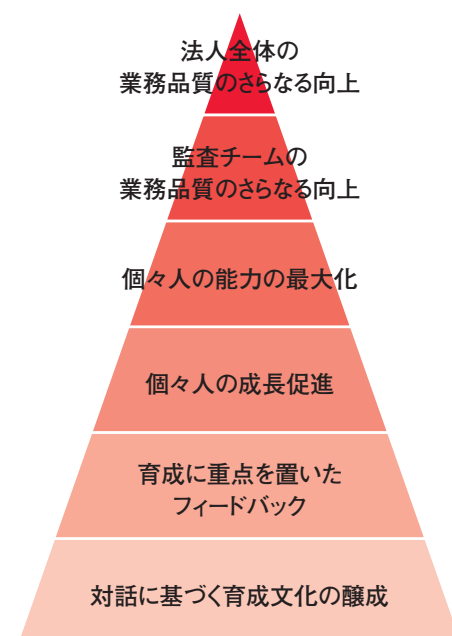
このサイクルの中で、職員とコーチは、“PwC Professional”の具体的な実践方法やその結果についての対話を行います。

PC&D制度は、このように人事評価という枠組みを超え、職員の育成を主眼にした相互対話の仕組みとしています。

PC&Dのサイクル



PC&Dのゴール



PwCネットワーク内外の転籍・出向・異動

当法人は、法人内での異動はもちろん、国内PwCネットワーク間の転籍や出向を可能にする制度を採用しています。これにより、個々人が異なる専門性を身に付けキャリアの幅を広げるとともに、国内PwCネットワーク間の活発な人材交流に寄与しています。

また、最新の業界トレンドをキャッチアップし、さらには業界をリードしていくための人脈の拡充を図るため、日本公認会計士協会や企業会計審議会等を含む、PwCネットワーク外の企業または団体等への出向も積極的に行っています。

2015年度における、国内PwCネットワー

クおよびPwCネットワーク外の企業または団体等への出向・異動状況は下表の通りです。今後も、これらのPwCネットワーク内外での人材交流を拡充し、個々人の専門性のさらなる向上と組織全体の成長・発展に向けて取り組んでいきます。

国内出向、部門・法人での異動状況

制度名	2015年度	目的、期待される役割
国内出向	34名	日本公認会計士協会や財務会計基準機構等の関係機関への貢献、連携強化をしていく。
法人内（間）異動	131名	法人内の品質管理本部の各部等、法人内（法人間）出向や部門間異動を通じて、さらなる人材育成を強化していく。

PwC グローバルネットワークとの連携

海外PwC法人との人材交流

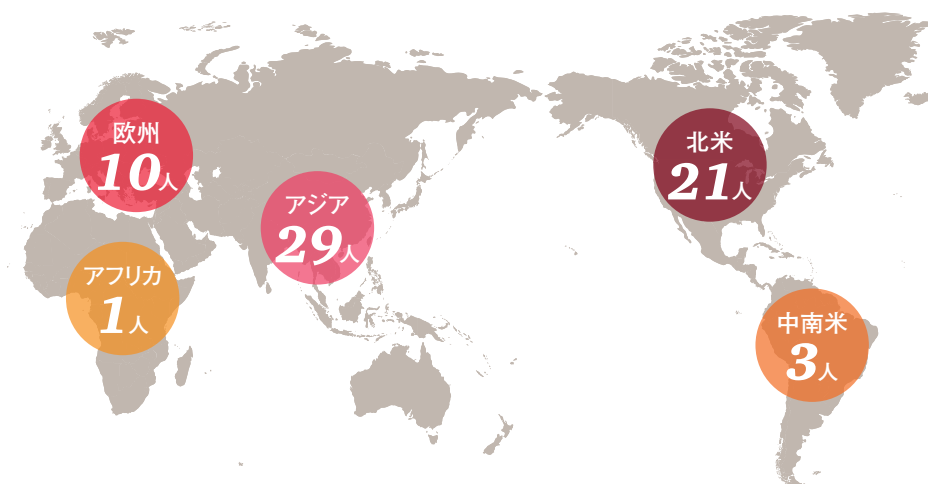
当法人は、海外のPwCネットワークファームとの人材交流を重要視しています。当法人と海外のPwCネットワークファームの間には双方向の人材交流があり、相互に会計・監査の実務、各産業の動向などの情報交換を活発に行うことで、PwCグローバルとしてのより洗練された高品質な監査の実現に貢献しています。

日本から海外のPwCネットワークファームへの直近の地域別赴任者数、および日本から海外、海外から日本へのそれぞれの赴任者数（累計）は、右図の通りです。

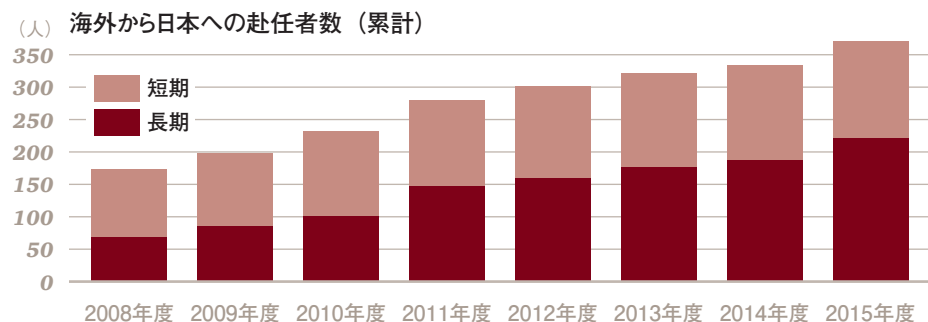
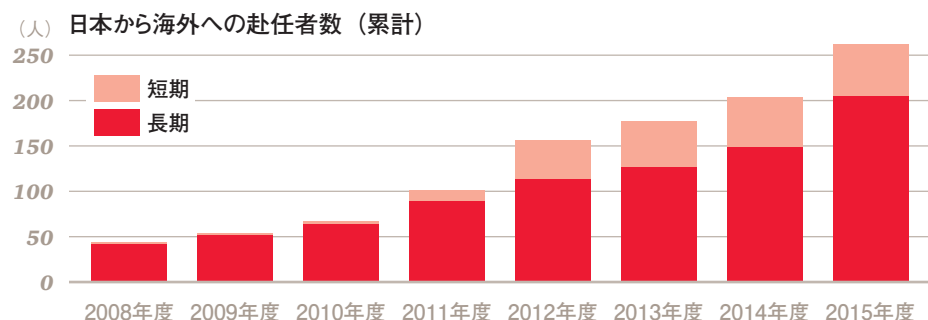
リーダーシップ育成プログラム

海外のPwCネットワークファームとの人材交流に加え、当法人は、PwCグローバルネットワークにおいて選出された、将来のパートナー候補を対象としたリーダーシップ育成プログラムへの人材派遣を実施しています。当該プログラムを通じて、個人としての専門的知識やソフトスキルの向上のみならず、PwCグローバルネットワークにおける多様な人脈の構築・強化を促すことで、グローバル企業に対するグループ監査をリードする人材の育成を強化しています。

海外のPwC法人への地域別赴任者数（2015年6月30日現在）



PwCあらた監査法人の海外赴任者の推移



パートナーおよび職員への研修体制

当法人は、ひとりひとりの専門家としての成長促進、そして、監査チームおよび当法人の業務品質の向上のため、多彩な研修を実施しています。会計および監査の専門家として、監査業務の基礎となる会計基準や監査基準といった専門知識に関する研修、そして、品質管理・コンプライアンス・情報セキュリティといった領域もカバーしています。

当法人は、監査に従事するパートナーおよび職員全員に対して、独立性、職業倫理、品質管理（監査の要求事項、監査アプローチのアップデートや不正リスク、職業的懐疑心の発揮、監査の品質管理レビュー結果の

共有・検討）などに関する必須研修を実施しています。また、職員の経験年数に応じた会計および監査の専門知識に関する必須研修も実施しています。

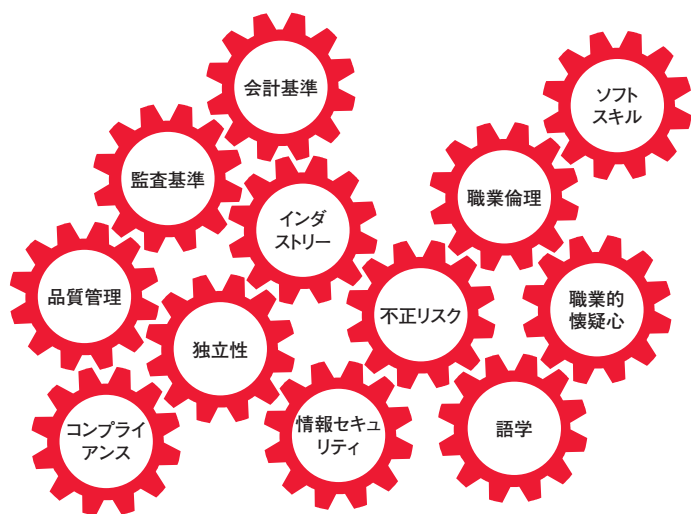
これに加えて、人材育成、リーダーシップなどといったソフトスキルに関する研修も実施しており、さらに、業種別の部門単位での研修として、業界・業種の最新の動向や業界特有の課題などに関する研修も実施しています。

必須研修については、その受講履歴をモニターすることで、必須研修の受講漏れを防止しています。また、監査業務に従事す

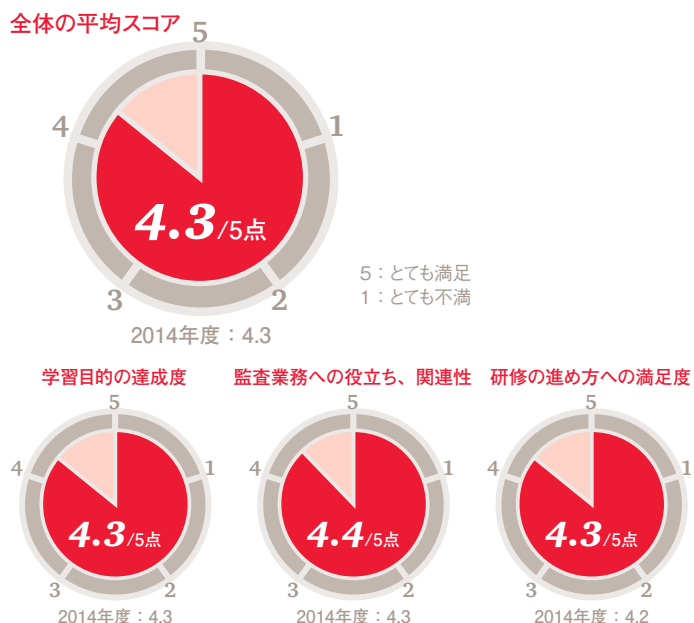
るパートナーおよび職員は、必須研修を含め年間40時間以上の研修を受講することとしており、その達成状況のモニターも実施しています。さらに、研修をより効果的なものとするために、研修受講者から研修に対するフィードバックアンケートを実施しています。

業務に必要な語学スキルについては、レベルチェックを実施し、語学学校通学・Webを使用した自己学習に必要な受講料の一部を負担するなどのサポートを実施しています。さらに、短期間の海外語学留学の集中プログラムも実施しています。

研修エリア・カリキュラム



研修に対するフィードバックアンケートの結果（2015年度）



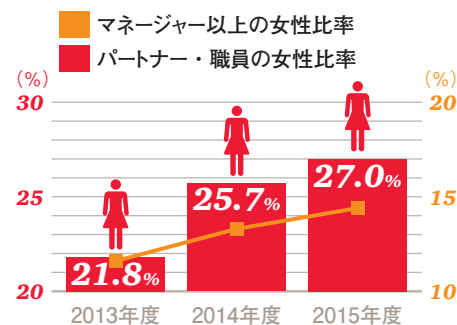
職員の採用

当法人では、公認会計士試験受験者を対象とした定期的な採用説明会を実施しています。この説明会では、当法人のミッションおよび組織体制、職員の研修体制、PwCグローバルネットワークとの連携などについて説明を実施し、これに共感した入所志望者について、所定の選定プロセスを経た上で採用しています。

定期採用の他にも、当法人のミッションなどに共感し、高い能力を有する多様な人材を採用しております。

なお、当法人のパートナーおよび職員の女性比率は年々上昇しており、働きやすい職場環境を整備していきながら、女性も含めた優秀な職員の採用を継続していきたいと考えています。

当法人のプロフェッショナル職員の女性比率の推移



5. PwCネットワークについて

私たちPwCは世界をリードするプロフェッショナル・サービス・ネットワークです。

PwCのネットワークを構成する各国のファームは、PwCにおける厳格な基準を遵守することが義務付けられています。この基準で要求されている事項は、サービスの品質はもちろんのこと、ファームのガバナンスや独立性、品質管理、リスク管理、人材とカルチャー、PwCブランドの管理や対外的なコミュニケーションなど、多岐の項目にわたっています。

“PwCネットワーク”とは

“PwCネットワーク”は世界各国におけるプロフェッショナルファームの集合体であり、単一の組織体ではありません。世界の多くの国では、それぞれの国における資格を持ったプロフェッショナルにより所有されるファームによって会計や監査のサービスが提供されています。PwCネットワークはこれら世界各国の法制度の下に設立され、運営される独立したファームにより構成さ

れています。各ファームは、英国にある“PricewaterhouseCoopers International Limited (PwCIL)”の“メンバーファーム”として位置付けられており、“PwC”ブランドを使用する権利を有します。PwCあらた監査法人は日本におけるPwCILのメンバーファームとなっています。

PwCのメンバーファームはPwCネットワーク内におけるナレッジやスキル、監査手法

などを共有しています。これにより各国のファームはグローバルレベルでの高い品質のサービスを提供することが可能になります。

ただし、PwCのブランド名を含め、これらの資源を利用するためには、PwCネットワークで定められている厳格な基準を遵守することが必要となります。

PwCIL のガバナンス構造

ネットワーク・ リーダーシップ・チーム (NLT)

議長 Dennis Nally

構成国

- ・中国
- ・米国
- ・英国
- ・ドイツ

ストラテジー・カウンシル

議長 Dennis Nally

構成国/地域

- ・米国
- ・カナダ
- ・メキシコ
- ・ブラジル
- ・英国
- ・スウェーデン
- ・ドイツ
- ・オランダ
- ・フランス
- ・スイス
- ・スペイン
- ・イタリア
- ・オーストラリア
- ・日本
- ・中国
- ・韓国
- ・シンガポール
- ・インド
- ・中東欧
- ・中東
- ・アフリカ

グローバル・ボード

議長 John Maxwell

構成国

- ・英国
- ・ノルウェー
- ・スイス
- ・ドイツ
- ・フランス
- ・オランダ
- ・米国
- ・カナダ
- ・メキシコ
- ・オーストラリア
- ・日本
- ・中国
- ・アフリカ

ネットワーク・ エグゼクティブ・チーム

議長 Richard Collier-Keywood

機能

- ・監査・保証担当
- ・構造改革担当
- ・オペレーション担当
- ・アドバイザー担当
- ・法務担当
- ・税務担当
- ・ブランド/業務開発担当
- ・人事担当
- ・IT担当

PwCネットワークのガバナンス

PwCILのガバナンス構造は、以下4つの組織体から構成されています。

ネットワーク・リーダーシップ・チーム (NLT)

NLTはPwCネットワークにおける全体の戦略を決定する意思決定機関です。

会議体は5名で構成され、議長のほか、米国、英国および中国のメンバーファームのシニア・パートナーがメンバーとなり、5番目のメンバーはグローバル・ボードが別途指名（現在はドイツ）する形になります。

NLTは月次もしくは必要な都度開催されます。

ストラテジー・カウンスル

ストラテジー・カウンスルのメンバーは、世界各地域における主要なメンバーファ

ームのシニア・パートナー 22名から構成されています。年平均4回のミーティングが行われ、ネットワーク全体の戦略的方向性に対する同意を行います。

日本はストラテジー・カウンスルのメンバー国となっています。

ネットワーク・エグゼクティブ・チーム

ネットワーク・エグゼクティブ・チームは、NLTのメンバーから指名された10名により構成されています。各メンバーは、監査・保証、アドバイザリー、人事、ITなどの担当を持ち、その担当分野でのグローバルでのリーダーとしての役割を果たします。

グローバル・ボード

グローバル・ボードは18名で構成され、NLTを監視する役割を担っており、メンバーファームが遵守すべき基準の承認を行います。ボードメンバーはPwCネットワーク内のパートナーの中から、4年ごとに各メンバーファームの投票によって選出されます。

ボード会議は年4回もしくは必要な都度開催されます。

日本からも1名のパートナーがグローバル・ボードのメンバーとして参加しています。

PwCネットワークの品質管理レビュー

PwCネットワークのメンバーファームは、品質管理の仕組みがPwCネットワークの定める品質管理の厳格な基準を遵守し、効果的に機能していることについて、それを監視する責任を有しています。品質管理のシステムについては自己評価を行うだけでなく、

PwCネットワークによるレビューも行われます。さらに、個別の業務についても、PwCネットワークによるレビューが行われます。

これらのレビューは世界統一の仕組みで行われるものであり、Global Assurance Quality Review (GAQR) (P.24) と呼ばれ

ています。

このようにPwCネットワークによるレビューが定期的に行われることで、メンバーファームの品質管理に関する厳格な基準への遵守状況がモニタリングされることとなります。

PwCネットワークの規模

PwCは、世界157カ国に及ぶグローバルネットワークに208,000人以上のスタッフを有し、高品質な監査、税務、アドバイザリーサービスの提供を通じて、企業・団体や個人の価値創造を支援しています。

2015年6月末における、PwCILメンバーファームのグローバル業務収入の合計は354億ドルにのぼります。

Our people



208,109 people 2015年6月30日現在

Working in

756 locations
in 157 countries
2015年6月30日現在

Worldwide revenues

\$35.4bn
2015年6月期

6. 財政状況及び経営成績

当法人の2014年度および2015年度の要約財務諸表は、次の通りです。なお、当法人の財務諸表は、他の監査法人による監査を受けています。

要約財務諸表

●要約損益計算書

(単位：百万円)

	2014年6月期	2015年6月期
業務収入	27,605	33,310
業務費用	24,689	29,375
営業利益	2,916	3,935
営業外損益	(36)	41
経常利益	2,880	3,976

●要約貸借対照表

(単位：百万円)

	2014年6月期	2015年6月期
流動資産	9,923	13,071
固定資産	7,716	4,817
資産合計	17,639	17,888
流動負債	10,176	10,894 (※1)
固定負債	2,581	1,625 (※2)
負債合計	12,757	12,519
資本金	1,841	1,799
利益剰余金	3,041	3,570
純資産合計	4,882	5,369
負債及び純資産合計	17,639	17,888

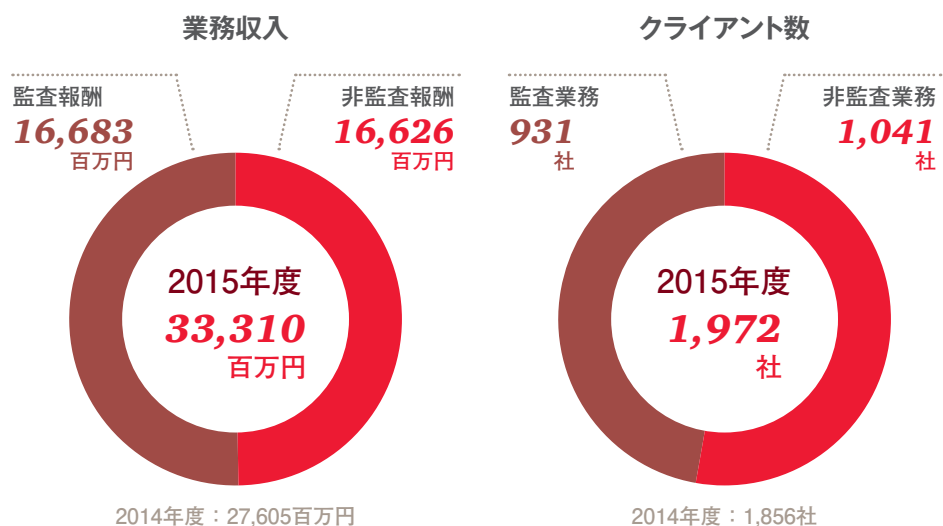
(※1) 流動負債の主な内訳は未払金、買掛金および未払費用です。

(※2) 固定負債の主な内訳は資産除去債務および長期借入金です。

その他の指標

当法人の業務収入の内訳およびクライアント数の内訳は、下図に示されている通りです。なお、非監査業務の提供先の大部分は、被監査会社以外の企業です。

監査業務の提供による知識・経験と非監査業務の提供による知識・経験は、両分野の業務品質を相互に高める効果があるものと考えており、適度なバランスにより、両分野の業務品質の向上を図っています。



7. 上場会社等被監査会社リスト

2015年6月30日現在における当法人の上場会社等の被監査会社は以下のとおりです。

日本ドライケミカル株式会社	株式会社フジクラ	ホクシン株式会社
株式会社リンクアンドモチベーション	オーナンバ株式会社	株式会社ヴィア・ホールディングス
B-R サーティワン アイスクリーム株式会社	株式会社ファインシンター	ピジョン株式会社
株式会社エプロ	株式会社アイ・アール ジャパンホールディングス	兼松日産農林株式会社
株式会社アイロムグループ	パンチ工業株式会社	豊田通商株式会社
エムスリー株式会社	株式会社豊田自動織機	兼松株式会社
タビオ株式会社	サトーホールディングス株式会社	兼松エレクトロニクス株式会社
株式会社トーメンデバイス	株式会社ハーモニック・ドライブ・システムズ	ユニ・チャーム株式会社
株式会社ジェイグループホールディングス	株式会社アイチコーポレーション	加賀電子株式会社
あいホールディングス株式会社	株式会社小森コーポレーション	株式会社AOKIホールディングス
アークランドサービス株式会社	酒井重工業株式会社	松井証券株式会社
トヨタ紡織株式会社	株式会社ダイフク	ソニーフィナンシャルホールディングス株式会社
イオンリート投資法人	株式会社キトー	東京海上ホールディングス株式会社
インベスコ・オフィス・ジェイリート投資法人	大豊工業株式会社	日本リテールファンド投資法人
株式会社フェリシモ	株式会社大泉製作所	東急リアル・エステート投資法人
株式会社クラレ	株式会社コンテック	福岡リート投資法人
旭化成株式会社	株式会社ワコム	イーレックス株式会社
ヘルスケア&メディカル投資法人	株式会社アルバック	株式会社アイネット
共和レザー株式会社	ソニー株式会社	株式会社シーイーシー
株式会社ボルテージ	天昇電気工業株式会社	日本管財株式会社
株式会社ネクソン	澤藤電機株式会社	株式会社オオバ
ガンホー・オンライン・エンターテイメント株式会社	トヨタ自動車株式会社	コナミホールディングス株式会社
日本オフィス・システム株式会社	日野自動車株式会社	リーバイ・ストラウス ジャパン株式会社
大王製紙株式会社	株式会社タチエス	アークランドサカモト株式会社
旭有機材工業株式会社	アイシン精機株式会社	株式会社イエローハット
株式会社山田債権回収管理総合事務所	ダイハツ工業株式会社	JBCC ホールディングス株式会社
みらかホールディングス株式会社	株式会社エクセディ	株式会社ジョリーパスタ
大正製薬ホールディングス株式会社	豊田合成株式会社	株式会社ココスジャパン
株式会社フォーカスシステムズ	株式会社ゼンショーホールディングス	
株式会社構造計画研究所	株式会社カーチスホールディングス	
株式会社フルキャストホールディングス	株式会社うかい	
昭和シェル石油株式会社	白銅株式会社	
東亜石油株式会社	株式会社シード	
東燃ゼネラル石油株式会社	ノーリツ鋼機株式会社	
大和工業株式会社	株式会社日本創発グループ	
愛知製鋼株式会社	ニホンフラッシュ株式会社	
株式会社メタルアート	トッパン・フォームズ株式会社	

※証券番号順に記載。
会社名は2015年11月30日現在。

法人概要

名 称 PwCあらた監査法人
www.pwc.com/jp/assurance

設 立 2006年6月1日

代表者 代表執行役 木村 浩一郎

人員数 2,219名 (2015年6月30日現在)

所在地 ■東京
〒104-0061
東京都中央区銀座8丁目21番1号
住友不動産汐留浜離宮ビル
Tel : 03-3546-8450 (大代表)
Fax : 03-3546-8451

■名古屋
〒450-6038
愛知県名古屋市中村区名駅1丁目1番4号
JRセントラルタワーズ38階
Tel : 052-588-3951 (代表)
Fax : 052-588-3952

■大阪
〒530-0001
大阪府大阪市北区梅田2丁目4番9号
ブリーゼタワー 24階
Tel : 06-6442-3150 (代表)
Fax : 06-6442-3151

■福岡連絡事務所
〒812-0011
福岡県福岡市博多区博多駅前1丁目15番20号
NOF博多駅前ビル2階
Tel : 092-419-2474

本紙に対するご意見・ご感想は下記メールアドレスまでお寄せください。

aratapr@jp.pwc.com